

平成31年第80号議案

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年3月6日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（議員報酬）

第1条 議長、副議長及び議員には、月額500,000円の議員報酬を支給する。

第6条第1項中「以下「市議会議員の職を離れた者」という。」を削り、同条第2項中「期末手当の額は、期末手当基礎額に、次項に定める割合を乗じて得た額」を「6月及び12月に支給する期末手当の額は、それぞれ1,000,000円」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、議長、副議長及び議員の議員報酬の額の改定等を行う必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (抜
すい)

(議員報酬)

第1条 議長、副議長及び議員には、月額500,000円の議員報酬を支給する。
市議会議員には、次の各号に掲げる区分により議員報酬を支給する。

(1) 議 長	月 額	1, 225, 000円
(2) 副議長	月 額	1, 078, 000円
(3) 議 員	月 額	990, 000円

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議長、副議長及び議員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた市議会議員（当該これらの基準日にこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。以下「市議会議員の職を離れた者」という。）についても、同様とする。

2 6月及び12月に支給する期末手当の額は、それぞれ1,000,000円に、
期末手当の額は、期末手当基礎額に、次項に定める割合を乗じて得た額に、
基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の市議会議員としての在職期間
の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす
る。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に
在職した市議会議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び市
議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算について
は、これらの者は引き続き市議会議員の職にあったものとする。

(1) }
5 } (略)
(4) }

3 前項の期末手当基礎額に乗じる割合（以下この項において「割合」という。）の各年度ごとの合計は100分の310とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合はそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 6月 100分の145

(2) 12月 100分の165

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（市議会議員の職を離れた者にあつては、その職を離れた日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬及び議員報酬に100分の45を乗じて得た額の合計額とする。

$\frac{3}{5}$ (略)